

所得税の確定申告・住民税申告のご案内

申告相談受付期間 2月16日(木)～3月15日(水)

所得税は、納税者が自分で1年間の所得とその税額を計算して申告することとなります。

また、所得税の申告義務のない人でも、国民健康保険税の軽減や後期高齢者医療保険料の算定、所得証明書等の交付などのため、収入がない人でも住民税申告が必要となります。申告漏れとならぬようご注意ください。

申告をする人とは(例示)

■所得税

- ① 給与の年間収入金額が2千万円を超える人
- ② 給与と所得者で平成28年の途中に退職や転職等をした人で年末調整を受けていない人
- ③ 雑損控除、医療費控除、寄附金控除等を受けようとする人
- ④ 給与と所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ⑤ 2力所以上から給与の支払いを受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額と、給与と所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人

■住民税

- ① 所得税の確定申告が必要な①～⑤に該当するが、計算上、所得税がかからない人
- ② 所得がなく、かつ、家族等の扶養親族または控除対象配偶者ではない人

- ③ 給与所得が年末調整済で、所得税がかかっていない人で、住民税で医療費控除等を受けようとする人
- ④ 給与を受けている人で、事業所から給与支払報告書が甲賀市に提出されていない人
- ⑤ 甲賀市以外の市町村に居住する方の扶養になつている人

※左記のいずれかに該当する人は所得税の確定申告は不要ですが、住民税申告は必要です。

- ・年末調整を受けた給与所得や退職所得以外の所得(農業所得、不動産所得、雑所得など)の合計額が原則として20万円以下の人
- ・公的年金等の収入金額(2力所以上ある場合は、その合計額)が400万円以下かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下の人

申告に必要な書類等

- ① マイナンバーカードの写し、または通知カード等の番号確認書類の写しと運転免許証等の身分確認書類の写し
- ② 印鑑(申告書記入時に捺印が必要ですが収入がわかる書類
- ③ 給与や年金がある方は源泉徴収票(原本)・農業、営業、不動産の所得がある方は収支内訳書(必ず事前に作成しておいてください)
- ・前記以外の所得がある方は、その所得を証明する書類

- ④ 控除を受ける場合は、それぞれの証明書等
- ・国民年金保険料、任意継続の健康保険料の証明書
- ・生命保険料や地震保険料などの証明書
- ・医療費の領収書(合計額を計算し、医療を受けた人・病院別・支払日順に並べておいてください)
- ・その他、受けようとする控除の必要書類

- ⑤ 振替納税および還付が見込まれる場合は、申告者本人の口座番号、金融機関名、支店名がわかるもの
- ⑥ 扶養控除等の判定のため、家族全員所得のわかる書類

申告相談時のお願

- ◎ 昨年の確定申告書および収支内訳書の控えをお持ちの方は、必ず申告相談に持参してください。
- ◎ 駐車場の台数が限られていますので、できるだけマイカーでのご来場は、遠慮ください。

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払証明が必要な方へ

市民課または旧支所である土山、甲賀大原、甲南第一、信楽地域市民センターにて無料で発行しますが、申告書に添付の必要はありません。(普通徴収分のみ発行可能)

所得税の確定申告・住民税申告のご案内

各地域に次の日程で相談日を設けましたので、該当する申告会場をご利用ください。時間はいずれの会場も9時～11時30分、13時～16時です。

会場	水口	甲南	甲賀	土山	信楽
月日 曜	水口社会福祉センター 1階 福祉ホール	甲南庁舎 2階 大会議室	甲賀大原地域市民センター 2階 会議室	土山開発センター 2階 研修室2A・2B	信楽開発センター 1階 大集会室
2月16日(木)				大野学区	朝宮・多羅尾学区
2月17日(金)	伴谷地区	中部学区	※この期間は開催していません。		
2月20日(月)					
2月21日(火)		第2学区			
2月22日(水)		希望ヶ丘学区	大原学区	※この期間は開催していません。	※この期間は開催していません。
2月23日(木)	柏木地区	※この期間は開催していません。			
2月24日(金)				大野・山内学区	
2月27日(月)				山内学区	信楽学区
2月28日(火)		希望ヶ丘学区			
3月1日(水)			※この期間は開催していません。		
3月2日(木)	貴生川地区	第1学区		土山学区	雲井学区
3月2日(木)		※この期間は開催していません。			
3月3日(金)					
3月6日(月)		第1学区	油日学区		
3月7日(火)					
3月8日(水)	岩上地区			※この期間は開催していません。	※この期間は開催していません。
3月9日(木)		第3学区	油日・佐山学区		
3月10日(金)	水口・綾野地区の 農業所得者	※この期間は開催していません。	佐山学区		
3月10日(金)				土山・鮎河学区	雲井学区
3月13日(月)					
3月14日(火)	水口・綾野地区の 上記以外の所得者	第3学区	※この期間は開催していません。		小原学区
3月14日(火)				※この期間は開催していません。	
3月15日(水)	水口・綾野地区の 上記以外の所得者・未相談者	未相談者			小原学区・未相談者

該当する日に都合がつかない方は、他の日や会場でも受付できます。
[対象]…甲賀市の申告会場では、平成29年1月1日現在、甲賀市に住民登録のある方のみ。

- また、次の申告については受付できませんので、税務署の申告会場(水口社会福祉センター福祉ホール)で申告してください。
- 譲渡所得(土地や株式を売ったときの所得)のある方
 - 住宅借入金等特別控除を初めて申告する方
 - 事業所得(農業・営業等の所得)の合計収入額が1,000万円以上の方

- 雑損控除を受ける方
 - 青色申告、消費税の申告、過年度の確定申告、死亡された方の申告(準確定申告)
 - その他複雑な内容の申告
- なお、前年中に収入がない方は、市ホームページに住民税申告書の様式がありますので、必要事項をご記入の上税務課までご提出ください。

問い合わせ
住民税について●税務課 ☎65-0679 / ☎63-4574 所得税について●水口税務署 ☎62-0314 (自動音声)

- ▼国民年金保険料を納付されている方へ
 - 国民年金保険料の控除証明書について
国民年金保険料は、社会保険料控除としてその年の所得から控除され、税額が軽減されます。
平成28年中に国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、確定申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。
 - 控除証明書に関する照会、再発行の依頼については、左記まで直接お問い合わせください。

問い合わせ
日本年金機構 控除証明書専用ダイヤル
☎0570-0030004
☎03-6630-2525(1P電話用)

- 2年前納した場合の社会保険料控除について
2年前納により納めた国民年金保険料を控除する場合は、「全額を納めた年に控除する方法」と「各年分の保険料に相当する額を各年に控除する方法」のいずれかを選択いただけます。
詳しくは草津年金事務所・国民年金課までお問い合わせください。

問い合わせ
草津年金事務所・国民年金課
☎077-567-2220
保険年金課 国保年金係
☎65-0668 / ☎63-4618

▼要介護認定を受けている方へ

- 障害者控除対象者認定書の交付について
要介護認定を受けている方は、障害者手帳などの交付を受けていなくても、65歳以上で、認知症や寝たきりなど心身の状況が、一定の基準に該当する場合は、申請により「障害者控除対象者認定書」の交付を受けると、障害者控除の対象となります。
※障がい程度を確認した後、該当する方については認定となります。
なお、すでにこの認定を受けている方は申請の必要はありませんが、認定の時と比べ、認知症や寝たきりの程度に変更がある場合は再度申請が必要です。

- おむつ使用証明書に代わる確認書の交付について
おむつ代の医療費控除を受けようとする方は、1年目は主治医の「おむつ使用証明書」、2年目以降はこれに代わり、市が交付する「おむつ代の医療費控除証明必要事項の確認書」で申告することができます。
前年に引き続きおむつ代の医療費控除を受けようとする方は申請してください。
ただし、要介護認定の主治医意見書の内容により確認しますので、確認書を交付できない場合があります。ご了承ください。

- 各申請は、市民窓口センター、旧支所である土山、甲賀大原、甲南第一、信楽地域市民センターまたは長寿福祉課まで提出してください。また該当する方への確認書・認定書は後日郵送にて交付します。ご不明な点は、左記までお問い合わせください。

問い合わせ
長寿福祉課 介護保険係
☎65-06697 / ☎63-40085